

I. 会員ページへのログインについて

Q 会員ページのログインIDやパスワードを忘れたのですが。

A 支部ホームページリニューアルに伴い、会員ページへのログインID及びパスワードが変更されております。ログインID及びパスワードは2018年9月号以降の広報紙「建災防おおさか」に掲載しておりますので、ご確認ください。

II. 講習会について

- Q 大阪府以外の住所や会社所在地でも受講できますか。
A 住所や会社所在地による受講制限はありません。住所や会社所在地にかかわらず奮ってお申込み下さい。
- Q 会社に勤務していませんが、受講できますか。受講可能である場合、事業主証明が必要な講習において講習会申請書の事業主証明印はどうすればよろしいですか。
A 会社に勤務されていない場合(自営業・一人親方 等)でも受講可能です。また、受講者ご本人による事業主証明はできませんので、以前所属されておられた会社やご一緒に仕事されておられる方(同僚等)の証明をいただいで下さい。
- Q インターネットの仮予約をした後の手続きを教えてください。
A インターネットの仮予約だけでは、申込手続きは完了していません。仮予約後 14 営業日以内に講習会申込書や受講料の納付をしていただく必要があります。詳しくは、当ホームページ「講習情報」をご覧ください。
- Q インターネットで講習の申込(仮予約)をしようとしたができません。
A インターネットの仮予約の期限は、当該講習会初日の1ヵ月前までとなっております。また、満席の場合も仮予約することができません。ただし、仮予約の期限が過ぎた場合や満席と表示のある場合でも、空席の可能性がありますので、当支部教育課までお問合せ下さい。
- Q 講習会の受講料を振込したいのですが、振込先を教えてください。
A 受講料をお振込みされる場合、下記の口座をお願いいたします。
　　<振込先>
　　銀行名　　　　三菱 UFJ 銀行
　　店名　　　　　　天神橋支店
　　預金種類　　　普通預金
　　口座番号　　　0043094
　　口座名義　　　建設業労働災害防止協会大阪府支部
　　　　　　　　　ケンセツギョウロウドウサイガイボウシキョウカイオオサカフシブ
　　※指定の振込用紙はありませんので、銀行備え付けのものをご使用ください。
　　※振込された時の控え(の写し)が講習会申込書郵送時に必要となります。
　　※振込手数料は申込者にてご負担ください。
- Q 講習会の申込手続きは受講する本人でなくてもできますか。
A 受講者ご本人でなくても代理の方でも可能です。

- Q 満席となった講習会のキャンセル待ちはできますか。
- A 当支部の講習会では原則キャンセルを受け付けておりませんので、キャンセル待ちはございません。次回以降の講習会にお申込み下さい。
- Q 受講日の変更は可能ですか。
- A 受講日の前日（土日祝及び当支部業務休業日を除きます）までに受講日変更の旨ご連絡下さい。1回に限り、受講日の変更は無料で可能です。なお、次の場合は受講日の変更はできません。
- ①受講日変更が2回目の場合
 - ②次の当該講習会の日程が決定していない場合
 - ③受講日変更以降に行なわれる当該講習会が満席の場合
- Q 代わりの者が受講したいのですが。
- A 受講者の変更は当日でも可能です。代わりの方は必要書類（講習会申請書・写真・本人確認書類等）をご持参下さい。ただし、受講要件がある講習については、その代わりの方も受講資格のある方に限ります。
- Q 台風や地震があった場合、講習会は開催されますか。
- A 暴風・大雨・大雪・地震等天災事変により技能講習当日午前6時時点で、
- ①気象庁から大阪府下に「特別警報」または「暴風警報」が発令されている場合
- または
- ②主要交通機関の運休が決定されている場合
- は、技能講習の開催を中止または延期をいたします。延期となった場合の振替日の詳細については、別途お問い合わせ下さい。
- Q 講習会受講日当日、会場まで車でいきたい。
- A 講習会受講にあたっては、公共交通機関によりお越し下さい。万一、お車でお越しになり、道路渋滞、駐車場の確保等による遅刻は認められませんのでご注意下さい。
- Q 講習会に持参するものを教えて下さい。
- A 当支部発行の黄色の受講票と筆記用具をお持ち下さい。なお、修了試験のある講習会では、マークシート用紙への記入がありますので、必ず鉛筆（またはシャープペンシル）・消しゴムをご持参下さい。また、受付時に申込書類等が不足していた場合は、受講日初日にその不足書類を持参して下さい。
- Q 講習会にはどんな服装で行けばよいですか。
- A 特に指定はありませんが、極端な軽装はお控え下さい。また、実技講習がある講習会（酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 等）では特に女性はパンツ等動きやすい服装でお越し下さい。

Q 講習会場で昼食をとってもいいですか。

A お昼休みに飲食いただいても結構です。ただし、講習時間中の食事はお控え下さい。

Q 大阪府支部では講師派遣を含め、講習会の出張教育は可能ですか。

A 当支部では講習会の出張教育や講師派遣は行っておりません。

Q 特別教育にかかる講師養成講座は大阪府支部で開催していますか。

A 当支部では特別教育にかかる講師養成講座は開催しておりません。下記の建災防本部までお問い合わせください。

<お問合せ先>

建設業労働災害防止協会 教育部

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 7階

TEL 03-3456-0618 (直通)

Q 特別教育を自社で開催するにはどうしたらいいですか。

A 自社内で十分な知識と経験がある方が講師となり、当該特別教育のカリキュラムに応じて必要な時間数を実施してください。また、特別教育を実施された場合は、その記録（カリキュラムや受講者名簿等）を3年間保存する必要があります。

なお、建設業に係る特別教育用テキストや手帳タイプの特別教育修了証は当支部で販売しておりますので当支部監理課宛お問い合わせください。

(回答日：2018年12月12日)

Q CPDS等に登録したいので、手続きをするにはどうしたらいいですか。

A 登録される機関で手続きに関する書類（全国土木施工技士連合会であれば、「様式1 CPDS学習履歴の受講証明書」）を入手いただき、必要事項をご記入の上、講習会終了後に当支部にお持ちください。受講証明印を押印してお返しいたします。なお、郵送される場合は、返信用封筒（82円切手貼付）を同封してください。また、講習会のカリキュラムをご入用の方はお申し出ください。

(回答日：2018年11月8日)

Q 助成金にかかる手続きをしたいのですが。

A 手続き方法に関しては、ハローワークまたは大阪労働局にお問い合わせください。教育内容を示すカリキュラムはご用意いたしますが、「(建技様式第3号別紙1) 受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成金支給申請内訳書（※1）」等助成金申請にかかる書類はハローワークまたは大阪労働局で入手いただき、（※1）の書類に必要事項をご記入の上、講習会終了後に当支部にお持ちください。受講証明印を押印してお返しいたします。なお、郵送される場合は、

（※1）の書類と併せて、返信用封筒（82円切手貼付）を同封してください。

(回答日：2018年11月8日)

Q フルハーネス型安全帯使用作業特別教育（4 時間講習）の講習要件に「胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験」かつ「足場の組立て等特別教育修了者の方」（足場の組立て等作業主任者の資格では不可）とあるのですが、施行通達（平成30年6月22日基発0622第1号）を見ると、「胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験」かつ「ロープ高所作業の特別教育修了者」も該当すると思うのですがいかがでしょうか。

A 4時間教育の受講要件について、ご指摘の通り、「胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験」かつ「ロープ高所作業に係る業務に係る特別教育修了証」をお持ちの方は当支部で実施する4時間教育の受講対象となります。

（回答日：2018年11月22日）

Q 「施工管理者等のための足場点検実務者研修」は平成27年7月に法改正がありました“元方が一部解体・変更、悪天候等の点検するための研修”に該当するのでしょうか。そうであれば、本研修を受講するための必要条件（足場組立て作業主任者資格保有者など）はありますか。

A 平成27年7月の安衛則の一部改正では、安衛則第575条第8項第1号では「事業者は強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後においては作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、（以下略）」と明記されております。この他、中棧等に関する事項についても安衛則の他の条文で点検の必要性が明記されております。

これらの必要条件に該当する場合、点検作業は十分な知識・経験を有する方が行う必要があり、下記のいずれかに該当する方など、十分な知識・経験がある方によって点検を行うことが必要となります。

1. 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方。
2. 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方。
3. 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受講された方。
4. 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務書研修」を受講された方。

当支部で開催しております「施工管理者等のための足場点検実務書研修」は上記の4に該当する講習で、（A）建設工事の施工管理の実務に従事した経験のある方、または（B）店社の安全衛生部門で足場の設置計画書の審査、工事現場の安全パトロール等の業務を担当している方。を受講対象者としています。

なお、仮に現在、足場作業主任者の資格をお持ちの場合は、「足場作業主任者能力向上教育」を受講すれば上記の1に該当することになります。この「足場作業主任者能力向上教育」も当支部で開催しております。

（回答日：2018年1月18日）

Ⅲ. 修了証について

Q 修了証の再発行（書替え）の方法を教えてください。

A 手続き方法は次のとおりです。

①修了証記載のご本人様から当支部へお電話(06-6941-2961)をお願いします。

※個人情報保護の観点から、予めご本人様からお電話ください。

②当支部で取得されていることを確認できれば再発行可能です。

(他の講習機関で取得されたものは再発行できません)

下記の必要な書類を現金書留で郵送、もしくは、窓口を持参して下さい。

(窓口にお越しの場合は10～15分程度で即日発行いたします。)

【必要な書類等】

・再発行申請書・・・・・・・・・・1枚(※2)

・写真(3cm×2.4cm)・・・・・・・・・・1枚

・手数料・・・・・・・・・・1枚あたり1,500円

・[郵送の場合]返信用封筒(392円切手貼付)・・・・・・・・1通

・その他(氏名の書替えや生年月日の修正には別途書類が必要となります)

(※2)再発行申請書は当ホームページからダウンロードいただくか、
当支部よりFAXもしくは郵送いたします。

(回答日：2018年12月26日)

Q 複数の修了証を一枚にまとめることは可能ですか。

A 当支部では修了証を一枚にまとめることは行っておりません。ただし、以下の機関では技能講習(安全衛生教育や特別教育を除く)に限り、「技能講習修了証明書(統合カード)」(旧 まとまる君)として一枚にまとめることが可能ですので、お問い合わせください。

<お問合せ先>

富士通(株) 技能講習修了証明書発行事務局

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館4階

TEL 03-3452-3371、3372

IV. 建災防への入会について

Q 建災防に入会したいのですが、入会するための要件と入会方法を教えてください。

A 大阪府内で建設業を営まれておられる事業者はご入会いただけます。ご入会をご希望の場合は、当ホームページの「ご入会のおすすめ」にある加入申込書3部を当支部までお送り下さい。当支部または所属いただく分会から会費請求書をお送りいたしますので、会費をお支払い下さい。会費納入の確認が取れましたら入会手続き完了となります。詳しくは当ホームページの「ご入会のおすすめ」をご覧くださいか、当支部までご連絡をお願いいたします。

V. テキスト・用品について

Q 個人で書籍や用品を購入することはできますか。

A どなたでも購入することができます。ただし、非会員は現金取引のみとなります。

Q 書籍や用品の注文の仕方を教えてください。

A まずは、当ホームページの「図書・用品」にある図書・用品申込書をご記入の上、FAX（06-6941-4885）にてご注文下さい。会員・非会員でお支払い方法が異なりますので、ご不明な場合は当支部監理課宛（06-6941-2961）お問合せ下さい。

Q 「足場の組立て等工事の作業指針」作業主任者技能講習テキスト（No. 215830）の中で階段開口部妻側の手すり材の図（P51、仮設工業会認定品の形状と思われます）がありますが、中さんが手すり途中までとなっています。単管等で中さんを補足する必要があると思いますが、問題ないのでしょうか。

A 足場開口部の基準につきましては、仮設工業会が販売している書籍内に「階段開口部用手すり枠の認定基準」があり、その基準中に詳細が記載されております。

下記URLに上記基準の一部が記載されておりますので、ご確認下さい。3枚目の解説3に記載がある「開口部が生じる場合は、その開口部間隔は最も大きい場合で20cm以下とする。」がお問い合わせ頂いた内容の回答になるかと思えます。

<階段開口部用手すり枠の認定基準>

<http://www.kasetu.or.jp/news/docs/%E8%AA%8D%E5%AE%9A%E5%9F%BA%E6%BA%96%E3%81%AE%EF%BC%88%E9%9A%8E%E6%AE%B5%E9%96%8B%E5%8F%A3%E9%83%A8%E6%89%8B%E3%81%99%E3%82%8A%E6%9E%A0%EF%BC%89.pdf>

なお、記載されている書籍等のお問い合わせにつきましては、仮設工業会にお問い合わせ下さい。

（回答日：2017年7月27日）

Q フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用テキストにおいて、5m以上（建設業）の作業では、原則フルハーネス型安全帯の使用とありますが、例えば、2mから6mまでの作業場所を移動しながら作業する場合は、胴ベルト型とフルハーネス型を装着して、その都度どちらかを使用することになると思います。その場合胴ベルト型に一丁、フルハーネス型に一丁で二丁掛けとしてもよろしいでしょうか。

A まず前段の「2mから6mまでの作業場所を移動しながら作業する場合」については、『安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！』のリーフレットにありますとおり、2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型安全帯を使用することが原則となります。その上で、墜落時に地面に到達する可能性があることから、一般的な建設作業では5m以上（柱上作業は2m以上）でフルハーネス型安全帯を使用することが推奨されています。よって、墜落時に地面に到達しないようであれば、フルハーネス型安全帯を使用することになりますが、高さによってその都度付け替えたり、両方付けることも問題ございません。（作業高さや墜落した場合の状況を考慮し、優位であるものをご使用ください）メーカーでは、ランヤードとは別に、フルハーネス型安全帯に補助ベルトが付いているもの等高さが低い場合でも墜落時に地面に到達しない製品が考えられているようですので、今後、付け替えをしなくても、フルハーネス型安全帯で作業することが可能になると思われれます。

次に、フルハーネス型安全帯と胴ベルト型安全帯の両方を付けた場合に胴ベルト型に一丁、フルハーネス型に一丁で「二丁掛け」としてもよいかどうかについてですが、安衛法違反ではありません。しかしながら、大阪労働局が墜落防止対策として、二丁掛けフルハーネス型安全帯の使用を指導されていることから、それぞれ一丁ずつではなく、二丁掛けフルハーネス型安全帯（胴ベルトの場合は二丁掛け胴ベルト型安全帯）を使用されることが望ましいと思われれます。

なお、具体的な作業内容等における法解釈についてお尋ねの場合は、お近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

（回答日：2019年1月7日）

◇ 『安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！』リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

VI. その他

Q 駐車場はありますか？

A 当支部の専用および提携している駐車場はございません。付近にある一般の駐車場をご利用ください。なお、講習会受講にあたっては、公共交通機関によりお越し下さい。万一、お車でお越しになり、道路渋滞、駐車場の確保等による遅刻は認められませんのでご注意ください。

Q 墜落制止器具の導入時期について、規格改正は2019年2月1日ですが、新安全帯の製造・販売も同2月1日からとなるのでしょうか。猶予期間は約3年ありますが、同4月1日の新入社員は新規格の安全帯で作業するようになり、安全帯が間に合うか心配しています。猶予期間に研修しようと思いますが、もし、良い知恵があれば、ご教授してください。

A 「墜落制止用器具にかかる質疑応答集」（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課）の「2 施工日及び経過措置」の図にありますとおり、新安全帯の製造・販売につきましては、ご賢察のとおり2019年2月1日からとなります。

ただ、猶予期間（2019年8月までに製造されたものに限ります）が約3年であることや、安全帯の使用期限（耐久年数）が2～3年であることを考えると、旧構造規格安全帯をお買い求めの上教育されるとともに、その安全帯を使用されても良いかと思えます。

また、メーカーの中ではすでに「新構造規格適合予定品」を製造されておられるところがあるやに聞いておりますし、メーカーによっては、「新構造規格適合予定品」を購入され、万一、予定されていた構造規格が変更になった場合には取り替えてもらえるメーカーもあるようですので、その場合は今からでも「新構造規格適合予定品」を購入されても良いかと思えます。メーカーによって方針が異なるかと思えますので、商品の状況やサービス等についてお尋ねされてはいかがでしょうか。

（回答日：2018年12月7日）

◇墜落制止用器具にかかる質疑応答集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000406617.pdf>

Q 安全帯について質問です。当社では、受配電設備の法令点検で年1回、引き込み柱の点検を行っています。その時使用しているのが、「胴綱（柱上ベルト）」と呼ばれるU字型安全帯ですが、これも、今回の変更対象となるのでしょうか。それと、工事の検査等で柱に上がる場合、フルハーネスは必要でしょうか。

A 安全帯につきましては、「墜落制止用器具」と改められましたが、胴綱（柱上ベルト）については、『安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！』リーフレットにありますとおり、「墜落制止用器具」ではございません。したがって、柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）において、ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があります。

また、工事の検査等現場で上がることが、「2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業」に該当することになれば、墜落制止用器具はフルハーネス型を使用することが原則となります。御社で実施されている作業（検査）が前述の作業に該当するかどうかを確認される場合は、お近くの労働基準監督署にお尋ねください。

なお、6.75mを超える箇所ではフルハーネス型安全帯、6.75m以下の箇所では胴ベルト安全帯を使用することとなっておりますが、柱上作業等の場合は、2m以上の箇所でフルハーネス型安全帯の使用が推奨されています。

（回答日：2018年12月7日）

◇ 『安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！』リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>